



豊監公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による豊中市職員措置請求書について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成24年（2012年）6月14日

豊中市監査委員	大 畠 祥 美
同	久 岡 眞佐代
同	山 本 正 美
同	中 島 紳 一

第1 請求の受付

1 請求人

(氏 名)

2 請求書の提出日

平成24年4月23日

3 請求の内容（原文のまま）

1. 請求の要旨

(1) 請求者は、豊中市城山町■■■■■■■■・宅地・288.77平方メートル及び同所■■■■■■・宅地・25.52平方メートルを所有し、同所■■■■■■・宅地・387.36平方メートルの持分2分の1を有している（以下、請求者所有地を「請求者土地」という。）。

(2) 請求者土地の東側及び北側に、豊中市が国から譲与を受け、管理している里道が存在している（以下、里道を「本件里道」という。）。

(3) 請求者土地と本件里道の境界については、大阪法務局筆界特定登記官■■■■■■による平成20年第93号筆界特定書により、筆界線が特定された。

(4) 本件里道は、従前から周辺住民の通行の用に供され、現時点でも道路としての公用が廃止されているものではない。

現実に、後述のとおり通行を妨害されている箇所を除いて、道路としての機能を有している。

(5) ■■■■■■は、本件里道に隣接する豊中市城山町■■■■■■■■■■・宅地・168.59平方メートル及び同所■■■■■■・宅地・293.54平方メートルを所有している（以下「■■■■■■土地」という。）。

ところが、■■■■■■■は、本件里道の一部、すなわち別紙図面【省略】の赤枠部分を石、樹木、排水路、家屋の屋根などでもって占拠し、本件里道の通行を妨害している。

(6) 本件里道の幅員は、三尺、すなわち91センチメートルであり、請求者土地と本件里道の筆界線が前記のとおり筆界特定で確定したことから、対側地である■■■■■■土地との筆界線も容易に確定できるものである。

もともと、前記筆界特定手続の中で、豊中市は、理由が不明であるが、本件里道と■■■■■■■■■■土地との間の筆界特定を求めなかった。

(7) 豊中市法定外公共物管理条例によると、何人もみだりに法定外公共物を損傷し、又は汚損すること、法定外公共物の構造又は機能に支障を及ぼすおそれのある行為をすることを禁じられており（第3条）、法定外公共物に工作物、物件又は施設を設け、継続して敷地を占有する場合は、あらかじめ市長の許可を要する（第5条）とされている。

■■■■■■■は、上記条例の規定に違反する行為を行っていることは明らかである。

(8) 豊中市都市基盤用道路センター道路管理課は、請求者のこれまで再三にわたる本件里道における■■■■■■■の通行妨害行為の排除を求める申し出及び本件里道と■■■■■■■土地と

の境界確定の実施の申し出などに対して、何の具体的措置も講ずることなく、請求者の再三にわたる申し出を黙殺してきた。

請求者がやむなく、■■■■■と豊中市を相手方として豊中簡易裁判所に調停を申立てたが、豊中市の担当者は、調停の推移を見守るだけで、調停手続の中で具体的な解決を図る意向を示さなかったため、不成立となった。

(9) 豊中市が本件里道における■■■■■の不法な占拠及び利用を黙認していることは、公有財産の適正かつ適切な管理を怠っていることになる。

(10) 豊中市の本件里道に対する管理権の不行使により、請求者は長年にわたり本件里道を通行できず、請求者土地の一部を奥の駐車場からの自動車通行などのために用地提供せざるを得ないとの不利益を蒙っている。

豊中市において、早急に、本件里道と■■■■■土地との境界を確定の上、本件里道上の妨害物の排除を実施していただきたい。

2. 添付資料（事実証明書）【省略】

- (1) 土地登記の全部事項証明書写し（4通）
- (2) 筆界特定書写し（1通）
- (3) 調停不成立証明書（1通）
- (4) 請求者から豊中市外に対する通知書及び配達証明書写し（各1通）
- (5) 豊中市からの回答書写し（1通）
- (6) 請求者から豊中市に対する通知書及び配達証明書写し（各1通）
- (7) 住宅地図（1通）
- (8) 写真（8枚）

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

豊中市城山町■■■■■の土地（以下「東側隣接地」という。）と同所■■■■■の土地（以下「西側隣接地」という。）との間に存する里道（以下「本件里道」という。）の敷地（以下「本件里道敷」という。）の財産管理を違法又は不当に怠る事実があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

資産活用部土地活用課、都市基盤部道路センター道路管理課

3 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 24 年 5 月 18 日、請求人（西側隣接地所有者）に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人は、次のとおり、証拠を提出し、請求内容を補足する陳述を行った。

（提出された証拠）

- （1）市道及び里道等の現況図（1 通）
- （2）現況写真（4 枚）
- （3）合成図（1 通）
- （4）昭和 44 年 4 月 1 日付道路明示図写し（1 通）
- （5）昭和 53 年 11 月 27 日付道路明示図写し（1 通）

（陳述の概要）

請求人は、東側隣接地所有者が本件里道を占拠し、通行を妨害していることについて公共物の管理を行うよう豊中市に対し申し入れを行ったこと、豊中市担当者は本件里道が占拠されている状況を放置していること等を陳述した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

（1）本件里道敷の所有権について

本件里道敷は、平成 17 年 7 月 25 日付け交環第 1142 号大阪府知事名通知「道路法第 90 条第 2 項の規定による国土交通省所管国有財産の譲与について」に基づき、平成 17 年 3 月 31 日、国から譲与を受けた豊中市の公有財産である。

（2）本件里道の経緯について

本件里道は、旧来、里道であったものが、大正 9 年 3 月 31 日、村道長興寺第 29 号線の一部として路線認定が行われ、その後、市道となり、平成 18 年 3 月 31 日、路線廃止の告示がされ、同日以降は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けない道路（いわゆる法定外公共物、里道）となっている。

（3）本件里道の現況について

平成 24 年 5 月 15 日、道路管理課職員 4 名立ち会いの下、現地調査を行った。本件里道の幅員は、妨害物のため最も狭いところでは 0.35m 程度の状況にあった。また、本件里道の南端から東に延びる里道との接続部分には、0.6m 程度の段差があった。

（4）本件里道敷の境界に関する経緯について

平成 16 年 9 月 15 日、豊中市は、大阪府知事に対し、本件里道敷の譲与申請を行うにあたり、平成 11 年 7 月 16 日付け建設省会発第 459 号「法定外公共物に係る国有財産の取扱いについて」に基づき、本件里道敷の位置を旧土地台帳法施行細則第 2 条に規定する地図（いわゆる公図）をもとに豊中市で作成した図面上に起終点だけを明示して特定した。

平成 18 年 8 月 24 日、西側隣接地所有者は、豊中市長に対し、本件里道敷と西側隣接地との境界について公共用地境界確定協議を申し込み、同年 10 月 17 日、西側隣接地所有者、対側地

である東側隣接地の所有者、豊中市担当者2名及び隣接地所有者2名で現地立会を実施したところ、西側隣接地所有者と東側隣接地所有者との主張は、本件里道敷の幅が0.91mであることについては一致したものの、本件里道敷の位置については相違し、合意に達しなかった。そして、同年11月下旬ころ、西側隣接地所有者は、市議会議員を伴って来庁し、豊中市担当者に対し、協議を続けることを要請したので、同年12月19日には東側隣接地所有者宅において東側隣接地所有者、西側隣接地所有者の代理人及び豊中市担当者3名が、平成19年1月26日には西側隣接地所有者宅において西側隣接地所有者、その家族2名及びその代理人並びに豊中市担当者3名が、同年2月13日には東側隣接地所有者宅において東側隣接地所有者、西側隣接地所有者の代理人及び豊中市担当者3名が、同月23日には西側隣接地所有者宅において西側隣接地所有者及び豊中市担当者3名が、同年5月15日には現地において西側隣接地所有者及びその代理人並びに豊中市担当者2名が、本件里道敷の位置について調整を重ねたものの、最後まで合意は整わず、西側隣接地所有者は、同年8月3日、同協議を取り下げた。

平成20年3月27日、西側隣接地所有者は、大阪法務局筆界特定登記官に対し、本件里道敷と西側隣接地との筆界外について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく筆界特定を申請し、同年9月11日、筆界調査委員による現地立会が、西側隣接地所有者及びその調査士、豊中市担当者5名並びに関係人1名で実施され、その際、豊中市担当者は、それまでの経緯から本件里道敷と西側隣接地との筆界特定（以下「本件筆界特定」という。）に密接な事情を有する東側隣接地所有者に対する現地立会を要望し、同年11月26日、2回目の現地立会が、西側隣接地所有者及びその調査士、東側隣接地所有者及びその調査士並びに豊中市担当者5名で実施され、その後、平成21年6月24日、筆界線が特定された。筆界特定書によれば、本件里道敷と西側隣接地との筆界線について、西側隣接地所有者と東側隣接地所有者との主張は相違している。

平成22年4月1日付け「お願い書」と題する書面により、西側隣接地所有者は、豊中市長に対し、本件筆界特定により東側隣接地所有者の不法占有が明確になったとして、不法占有物の撤去を要請した。

同年5月11日、豊中市担当者3名は、現地において、西側隣接地所有者に対し、本件里道敷と東側隣接地との境界は確定していないため、上記要請には応じられない旨説明した。

同年9月30日、東側隣接地所有者は、豊中市長に対し、本件里道敷と東側隣接地との境界について公共用地境界確定協議を申し込み、同年10月7日、東側隣接地所有者の代理人と豊中市担当者は打ち合わせをし、豊中市担当者は、これまでの経緯及び境界確定には対側地である西側隣接地の所有者の同意が必要となる旨説明した。平成23年3月9日、東側隣接地所有者は、同協議を取り下げた。

同年6月9日付け「里道内の障害物撤去に関する御通知」と題する書面により、西側隣接地所有者は、本件筆界特定により本件里道の位置関係は明確になったとして、東側隣接地所有者に対しては通行妨害物を撤去することを、豊中市に対しては本件里道の道路としての機能を回復させるため管理権を適切に行使することをそれぞれ要請した。

同月17日付け豊基管第95号豊中市長名文書により、豊中市担当者は、西側隣接地所有者に

対し、本件里道敷と東側隣接地との境界は確定していないため、境界未確定部分の整備は実施できない旨回答した。

同年 7 月 11 日、東側隣接地所有者の依頼を受けた市議会議員が、本件里道の昔の形状が記された図面を閲覧するため来庁し、豊中市担当者は、昭和 44 年 4 月 1 日付け豊中市指令土管証第 6451～39 号による道路明示（以下「昭和 44 年明示」という。）の際の参考図面を提示した。

同月 22 日付け「里道内の障害物撤去に関する御通知（第 2 回）」と題する書面により、西側隣接地所有者は、道路管理課に対し、再度、本件筆界特定により本件里道の位置関係は明確になったとして、本件里道敷に対する機能管理及び財産管理を行う主体として、本件里道の道路としての機能を回復させるため管理権を適切に行使することを要請した。

同年 10 月 21 日、西側隣接地所有者の代理人は、豊中市担当者に対し、東側隣接地所有者に対する指導等の実施の有無を確認するため電話し、これに対し、豊中市担当者は、本件里道敷と東側隣接地との境界が確定していない現時点においては指導する予定がない旨回答した。

同年 11 月 15 日、西側隣接地所有者は、豊中簡易裁判所に対し、豊中市と東側隣接地所有者とを相手方として、本件里道に対する通行の自由権の確認及び本件里道上の障害物の撤去を趣旨とする調停を申し立て、同年 12 月 15 日及び平成 24 年 2 月 22 日、調停が行われたが、同日、調停は不成立となった。

同年 3 月 7 日、東側隣接地所有者は、市議会議員を伴って来庁し、本件里道敷を地上げして不法に占有してきたのは西側隣接地所有者であり、本件里道敷の位置は西側隣接地所有者の主張より西側にあり、自らの主張を裏付ける図面を見たことがあるとあって、本件里道に係る資料調査を依頼し、同年 4 月 4 日、豊中市が保有する創始図等の図面を閲覧した。

2 監査対象部局の説明

平成 24 年 6 月 6 日、土地活用課職員 2 名及び道路管理課職員 4 名に対し、聴取を行った。主な聴取の内容と関係職員の説明は、次のとおりである。

(1) 請求書面には、「前記筆界特定手続の中で、豊中市は、理由が不明であるが、本件里道と東側隣接地との間の筆界特定を求めなかった」とあるが、どう考えるか。

本件里道敷の位置については、東側隣接地所有者と西側隣接地所有者との主張には大きな隔たりがあり、調整に努めてきたものの合意が全く得られない状況にあったため、本件筆界特定手続中に、本件里道敷と東側隣接地との筆界特定を申請する状況にはなかった。しかしながら、本件筆界特定に際し、通常必要とされない東側隣接地所有者の現地立会を法務局に要請し、本件里道敷と東側隣接地との境界の確定に向けて努めた。

(2) 本件里道における通行妨害に関し、請求人からの排除要請に対して具体的措置を講じなかった理由は。

本件里道敷と東側隣接地との境界は確定しておらず、東側隣接地所有者は本件筆界特定による筆界線についても異議を唱えているため、明確な根拠がない中での撤去指導は困難な状況であった。請求人に対しては、その旨、現地立会や文書等で回答してきた。

(3) 本件里道敷が不法占有されていた場合、時効取得はありえるか。

行政財産であるので、基本的に時効取得はないと考えている。

(4) 適切な措置を講じるため、本件里道敷の位置（境界）を確定する必要性についてどう考えているか。

適切な措置を講じるためには、本件里道敷の位置の確定は必要不可欠と考えているが、これまで再明示、筆界特定、調停が行われたが、依然として東側隣接地所有者と西側隣接地所有者との主張の隔たりは大きい。払い下げも視野に入れながら、今後も解決に向けて努力していきたいと考えている。

3 判断

本件里道のような徒歩道又は人肩による運搬路であった里道敷幅は、一般に 0.91m (3 尺) とされ、大字長興寺に係る道路認定調書（大正年間に作成）及び昭和 44 年明示図面が本件里道の幅員をそれぞれ 3 尺及び 0.91m と記載していること、東側隣接地所有者及び西側隣接地所有者（以下「隣接地所有者ら」という。）の両者から本件里道敷幅についての異論は認められないことから、本件里道敷幅は 0.91m であると推認されるどころ、現地調査の結果によれば、これに満たない箇所がある事実を認めることができる。すると、隣接地所有者らの不法占有についての各々の主張はともかく、本件里道敷が不法に占有されていることは明らかであり、豊中市長は、本件里道敷の境界を確定し、誰によってどの部分を不法に占有されているかを特定し、不法占有の状態を解消しなければならない。

本件里道敷の境界を確定するためには、東側の境界については東側隣接地所有者と対側地である西側隣接地の所有者の合意が、また、西側の境界については西側隣接地所有者と対側地である東側隣接地の所有者の合意がそれぞれ必要とされるどころ、前記事実関係によれば、西側隣接地所有者の申請による公共用地境界確定協議に伴う現地立会が行われた平成 18 年 10 月 17 日以降、本件請求が行われた平成 24 年 4 月 23 日の直近に至るまで、その間、法務局による筆界特定や簡易裁判所による調停が行われるなどしたにもかかわらず、東側隣接地所有者と西側隣接地所有者とでは、本件里道敷の位置についてその主張が相違していることが認められ、本件里道敷の境界を確定するのに必要とされる合意が得られないことは容易に推認される。そうすると、公有地と民有地との境界を確定するための協議は、その性質が契約であると解されている以上、豊中市長に何らの優越的地位は認められておらず、隣接地所有者らが境界につき合意するか否かは隣接地所有者らの自由意思に委ねられており、合意が得られない場合には、豊中市長は一方的に境界を定めることはできないといえることができる。一方、本件里道の道路としての機能をみると、市道としての路線認定が廃止され、現地調査の結果によれば、不特定多数が通行に利用するようなものではなく、一般の通行が妨げられているとまでいえない状況にあることが認められる。そのような事実関係の下では、豊中市長が、不法占有状態を解消するため、本件里道敷の境界確定について、前記事実関係で確認された以上の行政上の手続を執らなかったことには、首肯するに足りる理由があるといえるべきである。

そして、豊中市長は、道路（里道）と民有地との境界が明らかでないためその管理に支障が

ある場合、司法上の手続を採ることができるところ、本件里道敷の不法占有によって、一般の通行に重大な支障があり、緊急に通行を確保しなければならないといった状態にあるとは到底認められないこと、また、本件里道について公用廃止処分はなされておらず、国から道路敷地として本件里道敷の譲与を受けたのが平成 17 年 3 月 31 日であることから、現時点において明示ないし黙示の公用廃止によって取得時効が成立するおそれも認められず、よって、直ちに司法上の手続によって解決を図らなければならないということもできない。そうすると、現段階においては、司法上の手続によることなく行政上の手続により、市民である隣接地所有者らと対等の立場で協議し、本件里道敷の境界について合意を成立させ、隣接地所有者らが任意に妨害物等を除去することによって解決を図ろうとする豊中市長の判断に合理性を欠く点があるということとはできない。

これらの事情を総合すると、豊中市長が、現段階においては、本件里道敷の境界を確定し、不法占有の状態を解消していないことについて違法あるいは不当とすべき点があるとまでいうことはできず、したがって、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があったと認めることはできない。

4 結論

以上のとおり、請求には理由はないと判断し、棄却する。